

## 「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（案）」に関する意見募集の結果

平成28年2月8日から3月4日までの間、「第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（案）」を公表し、市民等の皆さまからご意見を募集したところ、3人34件のご意見が寄せられました。この度、募集結果及びご意見に対する本市の考え方について、下記のとおり公表します。

ご意見をいただき、ありがとうございました。

### 1. 意見結果の概要

#### (1) 項目別意見数

① 意見の提出者数	【3人】
＜提出方法別内訳＞	
・ファクシミリ	1人
・電子メール	2人
＜提出者属性別内訳＞	
・市内に住所を有する人	3人
② 意見の提出件数	【34件】
＜意見の対象別内訳＞	
・全体に関するもの	2件
・第1章 推進計画の概要	2件
・第2章 現状と課題	20件
・第3章 計画の推進	10件

#### (2) 対応の方向性

① 計画案に反映します	10件
② 今後の取組の参考とします	4件
③ ご意見として伺います	16件
④ その他(質問・計画と同趣旨等)	4件

## 2. 意見の概要及び市の考え方

いただいた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

### (1) 全体に関するもの【2件】

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
1	全体	根本的に見直す必要があると考える。将来に向けての計画を立てる場合には、現状の認識、分析と将来予測が不可欠である。本計画案でも、目次には「第2章現状と課題」「1. 社会の情勢と本市の現状 2. 各主体の現状と課題」と書かれているので、その必要性について一応の認識はされているのですが、目次に掲げるまでのことで中身の記載を見ると、現状や課題の認識・分析は全くなされていないと評価せざるを得ない。大学生がこのようなレポートを提出すれば不合格となる内容である。	現状や課題の認識・分析に対するご意見については、今後の参考とさせていただきます。	② 今後の取組の参考とします
2		本計画案については、下記のとおり問題点が多いと判断するので、①現行案のままでの公表・実施には反対します。②その上で、審議会委員を改選(同一人物の長期在任は「見直し」の趣旨にそぐわない。学識経験者にしてもっと異なった視点から議論ができる人にするにより、本当の意味での「見直し」ができる。また、自治会等の住民自治の根幹をにうべき活動の実践者の意見がくみ取れるようなものにしなければならない。)し、新たな「見直し案」を作成すべきです。	審議会についてはさまざまな視点からご意見をいただく必要があるため、多様な立場の方に審議会委員を委嘱しています。	③ ご意見として伺います

### (2) 第1章 推進計画の概要【2件】

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
3	用語の定義	「事業者」とは何か、明確にされていない。p.15註8において経済センサスが挙げられているが、案の中で様々に期待され、要求されている「事業者」について定義すらされていないのはおかしい。 「学校」とは何か。学校教育法第一条に限定したところで、設置主体は国、地方自治体、学校法人(この場合いわゆる「私学」)等、また、一条校以外にも様々ある。案では「学校」とのみあって、以下、無限定にこの用語が使われることに同意できない。p.16等では、「学校」とは奈良市立学校園のこととしてしか理解できない記述が続くが、そのみが「学校」であるわけもない。	計画案における「事業者」及び「学校」は、条例第2条の定義(※)に基づいていますが、計画案に記載されていないため、ご意見をふまえ、 <b>説明を追加します。</b>  (※)市民参画及び協働によるまちづくり条例第2条第4号・第5号 (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。 (5) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。	① 計画案に反映します

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
4		5ページ下部の図は、何の説明なのか。「自治会など」は上記説明文とは違い市民公益団体でないものもあるとしたいのか。「学校法人」の名が「広義のNPOの中にあるが、私学は市民公益活動団体の一部で、案にいう「学校」とは違うとおっしゃりたいのか。いずれにせよ、案全体が、自治会等住民自治活動の基盤となる組織ではなく、NPO・ボランティア的な組織を軸に組み立てられているように見えることについても疑念を抱かざるを得ません。	5ページ下部の図は市民公益活動団体の範囲について示した図ですが、ご意見をふまえ、 <b>図を削除します。</b>	① 計画案に反映します

### (3)第2章 現状と課題【20件】

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
5	1. 社会の情勢と本市の現状	高齢化が進むという指摘だけで、それが市や地域にどのような影響を及ぼすのかの分析が全くない。	ご意見をふまえ、 <b>本文中に追記します。</b>	① 計画案に反映します
6		NPOの出現に言及しているが、数のことが書かれているだけで、どのような活動をしているのか、あるいは今後どのような分野の活動を期待すべきかの分析が全くない。少なくとも、NPOの社会貢献は、既存の自治会や地区社協、消防団、婦人会などに照らし、極々わずかであると思われる。今後について大きな期待をするのであれば、期待できる根拠の説明が必要である。	本市に事務所を置くNPO法人の数については、ご意見をふまえ、 <b>内訳表を追加します。</b> また、NPOの活動については、特定の分野にのみ期待するのではなく、あくまで市民の興味・関心を尊重しつつ、それらを地域課題や市民ニーズの解決へとつなげていくことが必要であると考えています。	① 計画案に反映します
7		NPO法人化が様々な形で悪用されてきていることも事実であり、NPOを名乗る団体(法人格があっても)その内容は様々で、ボランティア団体と共にその数的増加「傾向」をもって「市民活動がますます盛んになっていることがわかるといえるのか。内容、実態の把握、分析を欠いた単なる牽強附会の議論でしかない。(なお、図表2のNPO法人数の増加数は8.2件/年。それまでの12年間は平均すれば137/12=11.4件/年。これで「ますます」というのはデータ処理の誤りか意図的なミスリードですね。ボランティア団体については「登録数」であって実態が全く不明。) 「今後もこのような傾向が続くことが予想され」とは内容の伴わない「行政」がわの願望にすぎない。その願望に乗って、「市民ニーズにすべて応えていくことは難しい」と一方的に宣言した行政が、共に「公共を作る」(日本語ですか?)ことを夢見てもむなししいのではありますまいか。 「まちづくりの多様な主体」、「市民・市民公益活動団体・事業者など様々な主体」など似たような文言が続きますが、公文書ならもっときちんとした用語・表現の統一が必要でしょう。	NPO法人は毎事業年度終了後、報告書等の書類を所轄庁(奈良市の場合は奈良県)に提出する必要があり、大多数のNPO法人は適正に運営されています。 市内のNPO法人やボランティア団体の数が増加していることは、市民活動が活性化していることを示す一つの判断基準であると考えますが、ご意見をふまえ、「 <b>ますます</b> 」を「 <b>年々</b> 」に、「 <b>わかります</b> 」を「 <b>考えられます</b> 」に <b>修正</b> します。	① 計画案に反映します

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
8		<p>「補完性の原理」自体は賛成です。それ故に、約10年前から、「住みよい街で住むためには、住民が努力しなければならない。」と言い続けています。グリーンサポート制度やアダプトプログラム制度創設は、我々の提案が前提となっています。即ち、有償ボランティア制度の一種として、自治会が公園の除草などを担当するので、道具購入や参加者が懇親会を開ける程度の金を出さず制度を作りたいと要望していたからです。その効用として次のようなことを言ってきました。① 市の財政負担が減少する。② 地域住民の交流の場となる。③ 高齢者が、このようなことで社会参加することにより、健康維持、老化防止に有効であると考えられること。</p> <p>現に、アダプトプログラムで地域の老人が花壇整備をされた地域で、「年寄りが元気になった。」という声を聞いています。</p> <p>ところで、グリーンサポートやアダプトプログラムを支えているのは自治会です。全てとは言いませんが、自治会抜きにはあり得ません。参考までに両制度の実情を書いております。</p> <p>グリーンサポート 99団体 1,989人、123公園(一定面積以上) アダプトプログラム 69団体 2,089人 内30団体は自治会 1,314人</p> <p>しかし、補完性の原理から即「地域自治協議会の必要性を感じる」とはなりません。</p> <p>「地域特性に応じたまちづくり」が必要と書かれていますが、一体、奈良市の中でどの地域におけるどのような地域特性があると想定されているのですか。都市部と山間部とでは違いはあるでしょう。山間部を都市部並みに便利にしようとするれば、莫大な財政負担が必要でしょう。そのようなことを想定されているのですか。そうでなければ、一体何を想定しているのですか。机上の言葉の遊びとしか思えません。</p>	<p>ご意見のとおり、グリーンサポート制度やアダプトプログラム推進事業は、地域の方々の提案をもとに始まった制度です。地域の皆さまに公園や道路の管理をしていただくことにより、市の財政負担の減少につながっていることも事実です。</p> <p>本市の第4次総合計画後期基本計画では、市内を7つのゾーンに分け、各地域の多様な特性を生かした地域ごとの魅力ある土地利用を進めていくこととしています。都市部には都市部の、山間部には山間部の良さや課題があり、地域ごとに役割を分担したり、連携したりすることで効果的なまちづくりが推進されると考えています。</p>	③ ご意見として伺います
9		<p>構成イメージ(図表4)には、自治連合会(自治会の記載はない)もあれば、ボーイ・ガールスカウト、学校、日赤奉仕団・遺族会など組織の存在目的、規模、これまでの社会貢献の内容・程度、法的根拠その他千差万別の16種類の団体が例示されています(自治連合会は、自治会の上部団体ではないので、これに単位自治会を加える必要がある)。このような異質多様な団体をひとまとめにしようとする発想は、信じ難いことです。繰り返しますが、学生のレポートであれば不合格でしょう。</p>	<p>図表4は、地域自治協議会が、市民やさまざまな団体が参画し、地域の課題などについて話し合い、その解決に向けて取り組む組織であることを示した図です。それぞれの特色ある団体をひとまとめにするのではなく、効果的・効率的に連携するための、ネットワークのような役割をもつのが地域自治協議会です。</p> <p>なお、自治連合会は単位自治会の連合組織(上部組織ではない)であり、自治連合会の中に自治会が含まれています。</p>	③ ご意見として伺います
10		<p>物理的にも、これほど多くの団体が集まって物事を決めるというのは不可能です。ましてや、予算を一本化するとすれば、自治協議会は各団体の予算査定をしなければならないこととなりますが、行政組織の専門家(財政課)でも非常に大変で困難なことを、職業として従事しない素人集団ができるわけがない。(財政や地域のあらゆる分野にたけていない素人市職員には、もちろんできない)。出来るとすれば、それは独裁者だけでしょう。</p>	<p>地域差はありますが、各地域には多くの団体があり、各団体の代表者が1名ずつ集まったとしても30名程度になると考えられます。現在でも地域の各種団体の会議等では同程度の人数で話し合いが行われているので、可能であると考えています。</p> <p>なお、予算の一本化について現段階では考えていません。</p>	③ ご意見として伺います

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
11		解り易く表示が優しい。	今後もわかりやすい説明を心がけてまいります。	③ ご意見として伺います
12	2. 各主体の現状と課題	<p>案の中で「住民自治」という地方自治法の根幹をなす考え方が出てくるのはこのあたりだけで、次のパラグラフからは「住民」が「市民」にすりかわっていく。(というか元に戻っている。)「補完性の原理」なるものをアプリアリに前提にして論を展開することに先ず問題があり、その上、それを引き出すためだけに地方自治法の「住民自治」にちょっとだけ触れるという姑息な手口にはあきれます。「住民自治」と「市民自治」は同じなのかどう違うのか、何処かに触れていますか。なお、小生は得体の知れぬ「市民」ではなく地方自治体の首長、議員を選出する権利を持つ「住民」の自治こそが大切と考える者です。</p> <p>そして突然「地域」なる概念が飛び出してきて(どこにもきちんとした説明はない。ただ、p.29 1.13以下に「地域における基礎的なコミュニティである自治会」なる全く正当な考え方の中で使われていることに注意したい。)</p> <p>そして「地域の主体」→「地域自治協議会」と一挙に論が飛躍する。まことに面妖な展開です。行政の「パートナー」となる「地域自治協議会」の設立が「住民自治」(もう一度出てきました)の拡充につながると言える根拠は示されていません。図表5のようなものが組織でき、運用できると考える、まともな「地域における基礎的なコミュニティである自治会」の担い手はいないでしょう。(念のために付言すれば、小生はこの4年間約200件の会員による自治会の会長を務め来年度も継続せざるを得ない状況にあります。また、先のパブリックコメントで「地域自治協議会」の設立に関する条例・規則の制定に反対した者です。)</p>	<p>住民は「区域内に住所を有する者」を意味します。市民は「市民参画及び協働によるまちづくり条例」において「市内に居住し、通勤し、又は通学する者」(条例第2条第3号)と定められています。つまり、本計画でいう市民は、住所を有する者に加え、通勤または通学する者を含めた概念です。この2つの用語の使い分けについて、ご意見をふまえ、<b>本文を修正します。</b></p> <p>また、住民自治は憲法や地方自治法には直接記述されてはいませんが、団体自治とならび地方自治の大切な概念です。今回の取組は憲法・法律で制度化された既存の住民自治の制度に加え、地域の代表となる組織(地域自治協議会)を市民らが主体となって組織できるようにし、地域からの提案や発案に基づいて、市から一定の権限や予算を委譲することで住民自治の拡充を図ろうというものです。</p> <p>なお、「市民自治」という用語は一般的に使用されていないため、計画案でも使用していません。</p>	① 計画案に反映します
13		「ボランティア・NPO活動の取り組み」についてのアンケート結果について書かれているが、ここで活動したという人は一体何をした人なのでしょう。18歳—19歳の人が多いとありますが、その中身はどのようなことですか。我々の日常生活の中で、この世代の半数がそのような活動をしているとは到底感じられません。お年寄りの方が、そのようなことを言わずに、ごく自然に活動をされています。	<p>アンケートの問いは、「あなたのボランティア・NPO活動への取り組み状況をお答えください」というもので、実際にどのような活動をしたことがあるのかについては、お尋ねしていないため不明です。</p> <p>「この世代(18~19歳)の半数がそのような活動をしているとは到底感じられない」というご意見についてですが、ここでは参加経験者だけでなく、「したことはないがしてみたい」という参加意欲のある人の割合も合計したものをもとにしています。</p>	④ その他(質問・計画と同趣旨等)
14		地域のひととの交流状況が少ないとのアンケート結果から、今後は・・・と書かれているが、その論理を理解できません。	ご意見をふまえ、 <b>本文を修正します。</b>	① 計画案に反映します
15		ここに言う3,000人の「市民」が「住民」なのかどうか知りませんが、回収率35.9%のアンケートを元に「市民」の「潜在的意識の高さ」(なかなか表現に苦労されていますね。)へともっていくのは強引というものです。	ご意見をふまえ、 <b>本文を修正します。</b>	① 計画案に反映します

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
16		肝心なのは「地域のつながり」(「地域内の人間関係」のことでしょうか、これでは地域「間」のつながりになってしまいますよ。)をいかにして深めるかということでしょう。実施主体・方法論を述べずして「働きかけが必要であると考えられます」とはまるで他人事ではありませんか。	「地域のつながり」に対するご意見についてですが、この章(第2章)は現状と課題について述べた部分であり、それを「いかにして深めるか」については、施策の方向性として第3章で記述しています。	③ ご意見として伺います
17		この部分が、本来最も重要なところであるが、内容は零に等しい。アンケート結果を基にした団体同士の「協同の必要性」を中心に書かれているが、まず重要なのは、これまでどのような団体があり、どのような活動をしているか、それら団体の活動内容で足りない部分は何かである。その部分の評価と分析が全くない。 これまで、自治会、地区社協、婦人会、消防団など既存の団体が地域の為に様々な貢献をしてきている。例えば、自治会は、地域の住民交流、防犯、防災、環境整備等などをしてきている。私が居住する地区について言えば(昭和40年代半ばから開発が始まった新興住宅地域)、地域住民交流の為に行事として、秋祭り、とんど焼、音楽祭(幼稚園児・小学生・中学生も出演)、クイズ大会。その他清掃活動、学校・園の清掃協力、廃品回収事業収益金からの学校・園への寄付、社協・高齢者団体・子供団体などへの協力。防犯・防災啓発活動等等。 このような自治会等既存団体の活動の現状を知らずにまともな計画を立てられるわけがない。	本市の第4次総合計画において「地縁組織(自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等)、NPO、ボランティア団体等は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げてい」と記載しているように、地縁組織の重要性については市として認識しています。 平成26年度に市内の各種市民公益団体1,000団体から500団体を抽出し、地域コミュニティの実態を調査した結果、多くの団体が構成員の高齢化や役員の後継者不足、資金確保が難しい、担い手が少ないなどの課題を抱えていることが明らかになっています。 また、本市と協働して地域コミュニティ活性化に取り組んでいる奈良市自治連合会も、平成25年度に各地区の状況を把握するための調査(地区内の各種団体の連携状況に対する調査)や、全自治会の状況を対象とした調査(自治会に関するアンケート調査)を実施され、市と結果を共有し、地域コミュニティの今後のあり方の検討につなげてきました。	③ ご意見として伺います
18		「事業者には社会的責任がある」というところから、社会貢献活動が期待されているとして、アダプトプログラムへの参加が少ないということを問題としているが、二つの面で誤りです。 事業者は、適正な企業活動により社会に貢献することを求められているものです。税以外に経済的負担を求められる理由はない。 アダプトプログラム参加の事業者割合が全国平均より少ないから増やすべきであると書かれているが、事業者の参加意義は、財政上の問題だけである。 前記の通り、アダプトの値打ちはそれにとどまらず、住民交流、高齢者の社会参加という点で大きな意味があるから、事業者より一般人の参加を増やす工夫をすべきである。出来ることなら子供の参加も増やすべきである。グリーンサポートには子供も参加しているようである(登録はしていないが)。 アダプトプログラムについては、現行の仕組みに大きな問題がある。2-3年前?アダプトプログラムの担い手代表者の会合があり、その場で多くの改善意見が出されたようである。ところが、市は、その時に出された意見に対して何ら改善策を検討していない。しようもしていないようである。事業者云々よりも、現行制度の問題点の改善が最優先課題である(作文遊びは止めましょう。これこそ経費の無駄使い)。	この項でのアダプトプログラムは社会貢献活動の例として示しているものであり、事業者にアダプトプログラムへの参画を求めることが本項の趣旨ではありません。本市としては、事業者に対する社会貢献活動の啓発等が必要だと考えています。	③ ご意見として伺います

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
19		事業者(案において定義がないことは前述のとおり。)の社会的責任とは、第一義的には経済活動による利益還元(租税の支払い、給与の支払い、構成員家族への社会福祉)にあり、行政はそれを支援し、受け入れた租税(法人税、住民税等)を事業者(及び構成員家族等)に還元することで、「協働」関係が成り立つものです。社会的責任があるから、アダプトプログラムに協力・参画せよとの物言いには賛成できません。行事などでの地縁団体への「協賛」とは訳が違います。	この項でのアダプトプログラムは社会貢献活動の例として示しているものであり、事業者にアダプトプログラムへの参画を求めることが本項の趣旨ではありません。本市としては、事業者に対する社会貢献活動の啓発等が必要だと考えています。	③ ご意見として伺います
20		「学校が地域に根差し、連携・協働して地域のまちづくりが行なわれていることがわかります。」とありますが意味不明。ここでいう「まちづくり」とは何か？	地域全体で子どもの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を進めることを表しています。	④ その他(質問・計画と同趣旨等)
21		ここで言う「学校」について、どこまでの範囲を指すのか全く示されていない。「地域」の公立学校・園が無条件に前提になっているように読めるが、まったく不親切です。	学校の範囲についてはNo.3と同様に、ご意見をふまえ、 <b>説明を追加します。</b>	① 計画案に反映します
22		「地域で決める学校予算事業」の実情が、「地域」の地縁団体の長、PTA関係者に市立学校・園の管理職教員・職員が集まって、与えられた予算を使うために「行事」等を「作り出す」作業になってしまっており、予算面でも、関係者、とくに管理職教員・職員の業務からみても不要で早急に廃止(国の補助金等の関係はうまくやらなければなりません。それとは関係なく、奈良市が独自に市立学校・園を支援するのであれば、校長・園長に裁量予算を与え、有効な活用方法を学校で考えさせれば、いらぬ委員の手当とか、会議の手間暇が省けて、よいのです。)すべきです。ですから、「教職員の理解が不十分」「地域社会の理解・協力が不十分」なのは制度そのものの問題の結果であって、実態を正直に反映しているにすぎず、それを「働きかけが必要」と総括するのは誤りなのです。	「地域で決める学校予算事業」については、取組における地域間の差などの課題もありますが、「子どもの活動・体験の場が増加した」「特色ある学校づくりが進んだ」など、一定の成果を挙げていると考えています。	③ ご意見として伺います
23		付言すれば、 ・私学の立ち位置はどのようになるのか。私学は市民公益活動団体との考えですか。また、市立学校・園の管理職教員・職員はれっきとした地方公務員ですが「地域教育協議会」の一員として「地域自治協議会」に加わっているものなのでしょうか。	学校とは、学校教育法が定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校としています。 また、学校は条例においてまちづくりの一主体と位置づけており、学校に勤務する教職員は、条例第2条第3号の「市民」に含まれるため、当該地域の活動に参画しても問題はありません。「学校法人」(私学)は、市民公益活動団体ではなく、「広義のNPO」に当たると考えています(計画案5ページ参照)。	④ その他(質問・計画と同趣旨等)

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
24	3. 第1次推進計画の取組	研修されるのは結構ですが、講師の人選に工夫がありませんね。いわゆる学識経験者、元地方公務員といった方ばかりでなく、「協働」の相手方として指定されている、奈良市の実情を語れる人に講師になってもらったらいかがですか。かつて、国立大学が国立大学法人に衣替えするとき、私学の事務職の者が国立学校の事務職員の研修会の講師をするということがよくありましたが、実情(実務)を知る人間の話の方が偉い先生の理屈より値打ちがあるように思います。	今後の研修実施の参考とさせていただきます。	② 今後の取組の参考とします

### (3)第3章 計画の推進【10件】

No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
25	1. 基本的な考え方	立派な基本理念を実行するためには、子どもの教育面で家庭教育、学校教育をもっともっとしっかりとした信念を持って指導すべきではないかと思う。	今後の市政推進の参考とさせていただきます。	② 今後の取組の参考とします
26	2. 基本方針と施策の方向性	ボランティア・NPO活動の活性化とあるが、それ以上に既存団体の更なる充実が必要である。その方が経済的にも効率的でもある。既存団体の活動を軽視(無視に近い)し、NPO等を重視するのは、本計画の根本的な誤りである。	地縁型の団体とテーマ型の団体の活性化を別々に考えるのではなく、それぞれがお互いを補完し合う形により活性化を図る必要があると考えており、NPOだけを重視するという考えはありません。	③ ご意見として伺います
27		「地域課題や住民ニーズが多様化。複雑化する中・・・」とあるが、そのこと自体は誤りでないが、従来から変わらない大きなニーズがあることを忘れてしまっはいけない。本計画は、そのような悪い傾向が強い。	ご意見として伺います。	③ ご意見として伺います
28		市民参画の推進は必要なことである。同時に、専門委員の人選を慎重にすべきである。テーマに精通し、現場のことも分かっている人物を増やすべきである。弁護士は、この審議会には全く必要ない。条例・規則については、担当部に聞けばいい。それに対応できない場合は、個別の問題について顧問弁護士の意見を聞けば十分である。学者もどのような観点から2名なのか、どのような専門的知識を提供してもらっているのか？	市民参画及び協働によるまちづくり審議会は、条例に基づく市の附属機関であり、学識経験者や地域住民の代表など、幅広い立場の方々が構成されています。また、2名の学識経験者はいずれも地方自治や地域コミュニティに精通されており、有益なご意見をいただいています。	③ ご意見として伺います
29	会員不足と高齢化で将来不安。なんとか対策を講じたいものです。	平成26年度に市内の各種市民公益団体1,000団体から500団体を抽出し、地域コミュニティの実態を調査した結果、多くの団体が構成員の高齢化や役員の後継者不足、資金確保が難しい、担い手が少ないなどの課題を抱えていることが明らかになっています。本市として、各種団体の活動を支援し、課題解決に向けた働きかけに努めてまいります。	③ ご意見として伺います	



No.	大項目	意見	市の考え方	対応の方向性
30		70歳以上の方が公園ボランティア活動をしなくてもポイントが付かない。ボランティア活動を推進していくのであれば、ポイント制度をもっともっと解り易く説明する必要がある。このことへの不満がかなりある。不公平すぎる。	ボランティア活動保険に加入している公園ボランティア活動(公園ボランティア制度・グリーンサポート制度)は、今のところポイントの付与対象になっていませんが、今後はそのような市民の皆さまのボランティア活動についても、付与対象にできないか検討してまいります。また、ポイント制度のPRについては、毎月のしみんだよりやインターネットを通じて市民への周知に努めるとともに、随時要請のあった場所に説明に伺う「まちかどトーク」を通じ、PRに努めてまいります。	② 今後の取組の参考とします
31		「自治会加入促進のチラシを配布」ここだけ具体的なことを書かれているが、全く現場の実情を知らない提案である。チラシを配れば解決できる問題ではない。	ご意見をふまえ、 <b>本文を修正します。</b>	① 計画案に反映します
32		施設もなければ空き地もない地区ではどうしたらよいのですか。	市内46小学校区の中には、地域住民が集まることのできる公共施設(地域ふれあい会館や公民館等)がない地区もありますが、それぞれの地域ごとに住民の皆さまと話し合いながら検討してまいります。	④ その他(質問・計画と同趣旨等)
33		この問題に(条例改正案)について提出した意見のとおり。自治会の結成されていない地域、あるいはあっても活動が出来ていない地域においては、意味があるかも知れないが、自治会やその他団体が活動している地域では有害である。現状の分析が出来ていないからこのような提案が出てくる。	地域自治協議会は地域で活動されている各種団体がそれぞれ強みを持ち寄り、地区一体となってまちづくりを進めていくための組織です。地域住民の皆さまが集まって話し合うという段階から、組織的なつながりや認識が共有されるという機運の高まりが重要だと考えています。	③ ご意見として伺います
34		先に述べたように「地域自治協議会」設立には反対です。従って、その設立に向けた「支援」は反対です。それが「住民自治」(再び出てきました。)の充実につながるとは考えられないからです。百害あって一利なしとはこのことです。	地域自治協議会は地域で活動されている各種団体がそれぞれ強みを持ち寄り、地区一体となってまちづくりを進めていくための組織であり、行政としても地域コミュニティ活性化を推進する必要があると考えています。行政から一定の権限と予算を委譲することにより、地域の自主性・自律性が高まり、住民自治の充実につながるものと考えています。	③ ご意見として伺います